

令和 4 年度
第 2 回潮来市学校警察連絡協議会
(潮来市いじめ問題対策協議会)



日 時：令和 4 年 12 月 13 日 (火) 14 時 00 分より
会 場：潮来市立中央公民館 1 階 大ホール

潮 来 市 教 育 委 員 会

令和4年度
第2回 潮来市学校警察連絡協議会
(潮来市いじめ問題対策協議会) 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 学校での取り組みについて
 - ・生徒指導上の課題と対策について
 - ・いじめ問題に関する取り組みについて
 - ・冬季休業に向けての生徒指導計画
 - ・警察、他校、団体への質問・要望
- 各学校より

- (2) 指導・助言等
 - ・行方警察署交通課
 - ・行方警察署生活安全課
 - ・茨城県鹿行教育事務所生徒指導班

- (3) 情報交換及び連絡事項

- (4) その他

4 閉 会

潮来市学校警察連絡協議会資料	学校名 潮来市立潮来小学校						
1. 生徒指導上の課題と対策について							
<p>(1)課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長欠・不登校傾向にある児童への対応 ・SNS やオンラインゲームでのトラブルの未然防止 ・児童虐待傾向にある家庭への支援 							
<p>(2)対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携、情報共有 ・ケース会議による支援体制の構築 ・教育相談体制の充実 ・児童が安心して登校できる環境づくり、学校での居場所づくり ・スクールカウンセラーとの連携 ・各学年の実態に応じた情報モラル教育の実施（4学年は親子で） ・通信機器利用に関する家庭でのルールづくりの実施 ・児童相談所・子育て支援課との連携 							
2. いじめ問題に関する取り組み							
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロ運動の実施（いじめをなくすための時間、異学年交流 など） ・月1回の生活アンケートの実施とアンケートを活用した教育相談の実施 ・生徒指導支援会議における全職員での情報共有 ・保護者に向けたいじめアンケートの実施（学期1回） 							
3. 冬季休業に向けての生徒指導計画							
<p>(1)事前指導計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期日</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月23日（金）</td><td>冬季休業中の生活指導 下校指導（学区内・危険箇所巡回）</td></tr> <tr> <td>12月24日（土） ～1月9日（月）</td><td>学区内巡回、危険箇所・商店街の巡回（随時）</td></tr> </tbody> </table>		期日	内容	12月23日（金）	冬季休業中の生活指導 下校指導（学区内・危険箇所巡回）	12月24日（土） ～1月9日（月）	学区内巡回、危険箇所・商店街の巡回（随時）
期日	内容						
12月23日（金）	冬季休業中の生活指導 下校指導（学区内・危険箇所巡回）						
12月24日（土） ～1月9日（月）	学区内巡回、危険箇所・商店街の巡回（随時）						
<p>(2)地域、家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に向けた冬休みの生活についての文書配付 ・気になる児童に対して、電話連絡や家庭訪問等の実施 ・不審者情報メールの配信 							
<p>(3)その他(学校独自の取り組みなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区内における主な巡回箇所（公園・公民館・コンビニエンスストア 等） 							
4. 警察・他校・団体等への質問・要望							
<ul style="list-style-type: none"> ・学校として、16時30分までには帰宅するように指導しているので、16時30分以降に児童を見かけた際には声かけをお願いします。また、危険な遊びや危険な自転車の乗り方を見かけた際には、声かけと学校への連絡をお願いします。 							

<p>潮来市学校警察連絡協議会資料</p> <p>1 生徒指導上の課題と対策について</p> <p>(1)課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相手に対する配慮を欠く言動と発達段階に応じた規範意識の形成の個人差。 ②家庭環境に起因する生活の乱れや、インターネット接続機器（携帯電話・タブレット・SNS・オンラインゲーム）の使用のルール <p>(2)対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①に対して <ul style="list-style-type: none"> ○ 学期ごとに生活アンケートを行い、必要に応じて面談を行っている。 ○ 各家庭との定期的な情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に電話連絡、家庭訪問等を行い、児童の現状について、保護者と情報を共有している。 ○ 関係機関との支援及び改善 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等と連携して、悩みや不安をもつ児童、保護者の支援を行っている。 ○ 日々の欠席状況や遅刻状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・欠席や遅刻の理由を確認し、不登校等の未然防止につなげている。 ②に対して <ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員での見守りを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・問題傾向を有する児童の現状や指導について、職員会議で情報を共有し、組織で指導に当たる。 ・登校班でのトラブル等についても、情報を共有し指導に当たる。 ○ 道徳や学級活動を生かした望ましい人間関係の形成に努めている。 ○ 1人1台端末（iPad）の取り扱いについての文書や話し合いカードを配付し約束を決めて使えるよう家庭への協力を周知した。 2 いじめ問題に関する取り組み 3 冬季休業に向けての生徒指導計画 <p>(1) 事前指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冬休みのしおり等を活用し、学年・学級で「安全で健康的な生活」についての指導をする。 ○ 終業式の際、生徒指導主事による安全な過ごし方、不審者に遭遇したときの対応等の指導をする。また、学級担任からも学年に応じた指導をする。 	<p>学校名 潮来市立津知小学校</p>
---	----------------------

- 冬季休業に入る前に、各地区の担当ごとにわかれ、学区内の危険箇所等の確認を行う。

期日	内容
12月24日～ 1月9日	学区内巡回、危険箇所・商店街の巡回（随時）

(2)地域、家庭との連携

- 配慮を要する児童については、電話連絡（必要に応じて家庭訪問）を行い、休業中の生活の様子等を把握するよう努める。
- 動画サイト・オンラインゲームやSNS、掲示板、チャットなどの書き込み、インターネットの利用については、すでに全児童が家庭で話し合いを行い、ルールを決め、保護者の管理のもとで行うようにしている。
- 安全な過ごし方について、交通ルールを守る。（道路の横断の仕方・自転車の乗り方）

4 警察・他校・団体等への質問・要望

学区内やその周辺、商業施設等の巡回をお願いしたい。（特に、学校休校日（12/28～1/5）の期間）

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1) 課題

- 元気のよいあいさつや返事ができる児童が多いが、進んでできる児童ばかりではない。
- 軽いけがによる保健室利用が多い。登下校時の様子を見ると交通安全指導が必要である。
- 家庭でオンラインゲームをしている児童が多く、様々な問題が心配される。

(2) 対策

- 潮来二中生徒会と連携し、青少年相談員の方々の協力を得ながら、マナーアップあいさつ運動を行っている。また、代表委員が率先してあいさつ運動を行っている。各教室では、クラスの全員とあいさつしよう。など、あえて声をかけ合う場を設定しあいさつを推進している。
- 学級活動で危険予測学習を行った。代表委員会で校内の危険箇所について話し合い、掲示物を作成したり朝の放送で呼びかけを行ったりした。PTAと協力し、登下校時に交通安全指導を行っている。また、延方地区の民生・児童委員の方々に協力を呼びかけ、「児童の登下校の見守り」を行っている。
- 定期的な生活アンケート、年2回のQUテストを実施することで、学級全体の雰囲気や人間関係の把握に努めるとともに、電話や家庭訪問で家庭と連携し、長欠・不登校児童が少なくなるよう取り組んでいる。
- SNSやオンラインゲームの使用状況を把握するとともに、一人一台タブレット端末活用におけるルール作りやインターネットの望ましい利用の仕方についての学習や啓発活動を行っている。

2. いじめ問題に関する取り組み

- 月に1回の友だちアンケートや学期に1回、学校生活アンケートを実施し、その中に、「いじめを受けた」、「いじめを見た」、「いじめをした」等の項目を設け、実態把握をしている。
- 学級活動や道徳の授業、学校生活アンケート、日頃の児童の観察をもとに教育相談を行い、「いじめはない」学級作りに努めている。またSOSの出し方としてSSTやロールプレイを行いながら、その場の適切な判断・対応の仕方を取り組ませている。
- 職員会議や職員総会等で学級の様子を報告し、職員で情報を共有することで、いじめの早期発見、早期対応に努めている。
- 児童同士が違いや個性を認め合い、自分だけでなく友達を大切にしようとする態度を育てるため、いじめ防止集会を行った。「いじめをなくすために自分たちで何ができるか」クラスで話し合い、宣言と内容を各クラスで発表した。いじめ撲滅のため、学校全体で考える取り組みができた。

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1) 事前指導計画

期日	内容
12月19日～ 12月23日	・各学年、学級ごとに、冬休みのしおりを中心に事前指導を実施する。 ・2学期終業式後に冬休みの生活について、生徒指導主事が指導する。 ・放課後、全職員で学区内危険箇所を確認し、危険箇所マップを更新する。
12月26日～ 1月9日	・学区内巡回 ※ 危険箇所や児童が集まる場所を中心に巡回を行い、情報を共有する。

(2) 地域、家庭との連携

冬休みの過ごし方について、学年通信等を通して、帰宅時間・交通安全・不審者対応など、安全な生活が送れるように協力を依頼する。冬季休業中に、各家庭に伝えるべき情報がある場合は、一斉メール配信または、電話連絡等で情報を迅速かつ確実に伝達できるようにする。

冬季期間中に担当を決めて複数職員で学区内巡回をする。その際、コンビニエンスストアや大型店など、児童が集まる場所については店員と直接話し、情報交換を行う。また、新宮駐在所の方が定期的に地区の巡回をしてくれるので、休日の児童の生活や地域の様子を確認するなど、連携を密にしていく。

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

児童の帰宅時間が遅くならないよう、「防災無線は家で聞こう」と呼びかけています（11月から2月は16時30分）。遅い時間に子供だけで遊んでいる時には声かけをお願いします。

1 生徒指導上の課題と対策について

(1) 課題

- ① 規範意識や公共マナーが身に付いていない児童が見られる。
- ② 登下校時の歩行や放課後の自転車の乗り方等、交通マナーが身に付いていない児童が見られる。

(2) 対策

- ① 保護者の子育て支援
- ② 信頼関係づくり
 - ・家庭や学校の協力・役割分担、地域及び関係機関との連携等
- ③ 学校での教育効果を高める取組
 - ・学年通信や学校ホームページ等での情報発信・呼びかけ等
- ④ 豊かな心の育成
 - ・いいとこ発見の推進、異学年活動の充実等
- ⑤ 定期的な登校班の安全指導、登下校巡視
 - ・関係機関等との連携（あいさつ運動、交通安全教室等）

2 いじめ問題に関する取り組み

- ① スクールカウンセラーの来校（月1回程度来校）
- ② 生活アンケート（月1回）、教育相談の実施
- ③ 全児童対象の教育相談（6月・11月・2月）
- ④ いじめについて考えるオンライン集会、
いじめ防止ポスター掲示（各学級で作成）
- ⑤ Q-Uテストの実施（年2回）
- ⑥ いじめに関する職員研修（月1回、随時）、職員会議や職員集会での情報共有

3 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1) 事前指導計画

期日	内容
12月12日	通学班の安全指導
12月23日	終業式での「冬休みの生活」に関する学級および全体指導
12月23日	放課後、全職員による巡視
12月24日～1月9日	学区内危険箇所・学区内外商店街等の巡視（随時）

(2) 地域、家庭との連携

- 冬休み前の指導資料『冬休みの生活のしかた』の配付（児童用・保護者用）

(3) その他（学校独自の取り組みなど）

4 警察・他校・団体等への質問・要望

- 不審者の通報があるので、パトカー等の巡視を引き続きお願いします。

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1)課題

- ・家庭の都合や家庭環境から生活習慣が乱れ、遅刻の回数が多い児童がいる。
- ・気持ちが不安定になり、教室で生活したり学習したりすることができない児童がいる。

(2)対策

- ・保護者の気持ちに寄り添い、保護者と児童の生活リズムに合わせて登校を促す。
- ・気持ちが不安定になったときには、気持ちを落ち着かせる部屋で気持ちを安定させる。
- ・配慮が必要な児童に関しては校内支援会議を行い、全職員で共通理解・共通指導に当たっている。特別な配慮が必要な児童がいた場合には「ケース会議」を行い、チームを組んで支援に当たる。
- ・SC や SSW、子育て支援課、外部機関と連携をとっている。

2. いじめ問題に関する取り組み

- ・学校全体で取り組む生徒指導の推進（「牛堀スタンダード」の作成と活用）
- ・学校いじめ防止基本方針を基にした職員研修・啓発
- ・「いじめをなくすための年間計画」を基にしたいじめ防止のための活動を実施
- ・各学期 1 回の教育相談の実施
- ・なかよしチェックカードの活用(いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため。月 1 回実施)
- ・いじめに特化したアンケートの実施（保護者対象）

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1)事前指導計画

期日	内容
12 月下旬	学級活動（冬休みの過ごし方）
12 月 23 日	生徒指導主事による全校児童対象の指導

(2)地域、家庭との連携

- ・「冬休みの生活について」を保護者向けに配付し、協力を呼びかける。
- ・学区内危険箇所の確認…… P T A 環境校外委員会（適宜）
- ・110 番の家の協力を依頼している。
- ・関係機関（警察・民生児童委員他）との連携による情報交換を適時実施する。

(3)その他(学校独自の取り組みなど)

- ・学区内危険箇所の確認……全職員（適宜）
- ・学区内巡視……………全職員（適宜）

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

- ・学校の時間なのに校外を歩いている児童がおりましたら、声かけと学校への連絡をお願いいたします。
 - ・帰宅時間を午後 4 時 30 分までとしております。児童だけで遅くまで遊んでいる場合には、家に帰るよう声かけをお願いいたします。
 - ・児童の危険な行為等を見かけた場合には、その場でご指導をお願いいたします。
- また、牛堀小学校(TEL 64-5536)へもご連絡ください。

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1) 課題

- ・長期欠席（不登校等）生徒が11月末現在で約20名いる。
- ・スマートフォンやタブレットの不適切な使用が増えている。
- 内容は、動画サイトをまねたいじりや課金、長時間使用等が見られる。

(2) 対策

- ・生徒との日記のやりとり、教育相談、アンケート等を活用し、生徒の実態把握に努め、不登校の未然防止を図る。
- ・学年主任会やいじめ・不登校対策委員会等で情報共有、対応策を検討する。
- ・関係機関（市教育支援センター、SC、SSW等）との連携を図る。
- ・外部講師を招き、情報教育講演会を開催し、注意喚起を図る。
- ・保護者との連携を図り、家庭でのルールづくりを依頼する。
- ・生徒会主催のITリテラシーフォーラムを開催する。

2. いじめ問題に関する取り組み

- ・生徒指導の全体計画や年間指導計画、本校いじめ防止基本方針を基に、生徒一人一人の自律を目指して、積極的・組織的な生徒指導に努める。
- ・月1回、いじめに関するアンケートを実施する。
- ・年2回、教育相談週間を設定する。
- ・年2回、WEBQUUテストを実施し、生徒の実態把握に努める。
- ・HP上に開設した「こころの健康相談室」を活用する。

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1) 事前指導計画

期日	内容
11月	・スマートフォン等の使い方に関する話合い（学級活動にて）
12月～終業式	・学年集会、終業式での事前指導
冬季休業中	・学区内巡回 ・家庭訪問、電話連絡

(2) 地域、家庭との連携

- ・気になる生徒に対する冬季休業に向けた確認（職員間、保護者との連携）
- ・気になる生徒に対する新学期前の電話連絡、家庭訪問
- ・青少年相談員との連携

(3) その他(学校独自の取り組みなど)

- ・出退勤時に意識して校外巡回を実施している。

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

本校生徒の様子で気になることがありましたら、学校までご連絡ください。

潮来市学校警察連絡協議会資料 学校名 潮来市立潮来第二中学校

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1) 課題

- ・心身の成長に伴う心的不安感を訴える生徒が見られる。
- ・家庭と連携して継続的支援が必要と思われる生徒がいるが、保護者との連絡がままならない家庭が見られる。

(2) 対策

- ・職員と保護者との面談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課、市教育支援センターとの連携による多角的な生徒支援や家庭支援の実施。

2. いじめ問題に関する取り組み

(1) 未然防止として

- ・週1回の生徒指導会議による情報共有
- ・チャンス面談の積極的な実施
- ・スクールカウンセラーや市教育支援センター相談員による積極的な声かけ
- ・保護者との積極的な情報共有
- ・「いじめ撲滅フォーラム」の実施
- ・「SOSの出し方」「多様性を認める」など人権教育を意識した学習の実施

(2) 早期発見・早期解決として

- ・報告・連絡・相談・確認・記録の徹底
- ・積極的な学年会やケース会議の実施
- ・関係機関との連携
- ・月1回のいじめアンケートの実施
- ・生徒・保護者への各種相談窓口の紹介やリーフレットの配付、ポスター掲示などの啓発活動

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1) 事前指導計画

期日	内容
12月8日(木)	いじめ撲滅フォーラムの実施
12月19日(月)	職員会議での冬季の生徒指導の共通理解・共通実践の確認
12月23日(金)	各学年集会での事前指導

(2) 地域、家庭との連携

- ・文書配付、メール配信、ホームページ公開による冬季休業期間の連絡方法の伝達

(3) その他(学校独自の取り組みなど)

- ・メール配信等を活用した職員間の連絡体制の確認
- ・学校留守番電話を活用した連絡・確認の徹底
- ・派出所との連携

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

- ・冬期休業期間は職員出勤日も限られていますが、学校留守番電話を導入していただいたことで、コロナ対応を含め休日に情報伝達がしやすくなりました。生徒の安全・安心に関わる情報がございましたらご連絡いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1)課題

- ・ 大半の生徒が決められたことに関して真面目に取り組める一方で、一部決まりを守ることができない生徒がおり目立っている。
- ・ 日常の生活の中で、言葉遣いが不適切なことがある。他人に対して自分の考え方や感情を上手に伝えることが苦手であり、コミュニケーションが不足していることで、勘違い等から友人関係を悪くしたり、不安を感じたりするケースがある。またそれらの不平や不満が内向きに作用してしまうためか、結果として長欠・不登校に陥ってしまうようなところが見られる。これが逆に外向きに作用した場合は、SNSによるネット上の誹謗・中傷に表れたり、市や県をまたいだ不特定多数との交流に発展してしまう場合もある。
- ・ 夜遅くまでゲームをしたり、SNSで他と交流したりしている生徒が増えている。そのため生活習慣の乱れから遅刻が常態化したり、学業不振に結びついたりしている。
- ・ 不登校や長欠傾向の生徒がおり、担任や関係職員が家庭訪問をしたり、電話連絡をしたりすることが欠かせない。関係機関とも連携を図りながら解消を図っている。
- ・ 子どもの教育に熱心な保護者も少なくない一方で、家庭環境に問題のある生徒も同じように存在し、保護者間の結びつきも強いとは言えない。

(2)対策

- ・ SNS等の使い方について生徒フォーラムで自らの問題として捉えさせ、生徒の自主的な取り組みを促す。また保護者に対しても学校からの通信等で被害や事故の未然防止を呼びかける。
- ・ 学ぶ楽しさを感じさせるために授業改善に取り組んだり、生徒会や学級役員などが生徒を中心とした学校行事の企画運営を行ったりすることで、自己肯定感、有用感を育ませる。
- ・ 定期的な教育相談を実施し、生徒の生の声を聞き出したり、学校生活アンケートから人間関係や学習状況等に躊躇の見られる生徒をピックアップし、生徒に寄り添った生徒指導に努める。

2. いじめ問題に関する取り組み

- ・ 毎月の学校生活アンケートの結果を受けていじめ事案に対処できるよう適切な指導にあたる。
- ・ 毎週木曜日に生徒指導連絡会を実施し、問題をもつ生徒に関する情報交換を行う。
- ・ 定期的な教育相談の実施とともに、スクールカウンセラーや教育支援センター相談員による面談を実施する。
- ・ 人権フォーラムを実施し、生徒が自主的にいじめについて考え、意見を述べる場を設定することで、学校内にいじめを許さない意識の醸成を図る。
- ・ ハイパーQUテスト（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を実施し活用を図っている。

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1)事前指導計画

期日	内容
12月 2日	人権フォーラム
13日	薬物乱用防止教室
22日	「冬休みの生活について」配付
23日	学年集会 下校後学区内巡視
冬季休業中	学区内・学区外巡視（危険箇所・市内店舗等）

(2)地域、家庭との連携

- ・配慮を要する生徒について電話連絡や家庭訪問。
- ・必要に応じて関係機関（警察・児相・子育て支援課・民生委員等）との情報交換

(3)その他(学校独自の取り組みなど)

- ・学校ホームページの更新。学区内・学区外巡視。

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

校外の出来事については、把握できないところもありますので、お気付きのことがありましたらお知らせください。

1 生徒指導上の課題と対策について

(1)課題

- ・全体的に落ち着いているが、自分の思いや感情を上手に表現できず、我慢したり、内にこもってしまったりする生徒が少なくない。
- ・家庭でインターネットを長時間扱う生徒も多く、ネット依存傾向の生徒も見られる。

(2)対策

- ・WEBQUU テストを活用し、個別に注意を要する生徒の把握と具体的な支援の手立てを検討している。(年2回)
- ・インターネット利用について、保護者との面談で文書を配付し、家庭でのルールづくりを促す。また、全校集会でネットを介したトラブルや長時間使うことによる悪影響について触れるとともに、ネットの正しい使い方を指導している。

2 いじめ問題に関する取り組み

- ・各学級でいじめをなくすスローガンを作成し、生徒会主催のいじめ撲滅集会において発表を行った。
- ・小中合同の人権フォーラムを実施し、いじめをつくらないこと、思いやりをもつことについて学校全体で理解を深めた。

3 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1)事前指導計画

- ・二者、三者面談時に保護者との情報交換を行った。(11月)
- ・冬期休業対策職員会議で、生徒指導上の方針、取組内容についての共通理解を図る。(12月)
- ・冬休みのしおりを作成し、安全で充実した冬期休業を過ごすための指導を学年学級で行う。

期日	内容
11月14日(月)～17日(木)	・保護者との情報交換(二者、三者面談)
12月5日(月)	・冬期休業中に関する職員会議
12月23日(金)	・学年集会での指導
12月23日(金)	・全校生徒への指導(終業式後)
12月26日(月)	・定期的な学区内巡回(職員)

(2)地域、家庭との連携

- ・冬休みのしおりを作成し、各家庭に配付する。学年だよりも、冬休みの過ごし方について注意を促す。
- ・必要に応じて、保護者に対してメール配信し、情報提供をする。
- ・配慮を要する生徒に関しては、電話連絡や家庭訪問等を通して、保護者との情報交換を密に行う。

(3)その他(学校独自の取り組みなど)

- ・冬休み中の学区内の施設の巡回
- ・気になる生徒への電話連絡・家庭訪問の実施

4 警察・他校・団体等への質問・要望

- ・気が付いたことは遠慮なく学校に連絡していただきたいと思います。

1. 生徒指導上の課題と対策について

(1)課題

- ①人間関係をうまく構築できず、長欠生徒が増加している。
- ②SNS の不適切利用によるトラブルが発生している。

(2)対策

- ①家庭やスクールカウンセラー連携して対応。改善が難しい生徒においては通信制への転学も検討している。
- ②非行防止教室、スマホ安全利用教室を実施する。三者面談においてスマホ家庭のルールを確認し、家庭と連携してネットトラブルの防止を図る。

2. いじめ問題に関する取り組み

- ・生徒対象 被害・いじめアンケート調査(毎月1回)
- ・保護者対象 被害・いじめアンケート調査(年2回)
- ・長期休業後の二者面談
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・学校警察連絡制度 (学校から警察への相談 1件)

3. 冬季休業に向けての生徒指導計画

(1)事前指導計画

期日	内容
12月19日～23日	保護者面談(いじめアンケート実施)
12月21日	非行防止教室(行方警察署 生活安全課)
12月23日	冬季休業中の生徒心得 (放送にて注意喚起)

(2)地域、家庭との連携

- ・保護者面談時に文書を配布して注意喚起する。
- ・気になる生徒に対して電話連絡や家庭訪問を実施する。
- ・校外巡回の強化。(鹿嶋、神栖、潮来)

(3)その他(学校独自の取り組みなど)

- ・年末年始の交通事故防止、夜間の外出禁止等について HRにおいて事前指導を行い事件・事故の未然防止を図る。

4. 警察・他校・団体等への質問・要望

- ・年度末に中学校訪問を実施予定です。本校入学希望者の情報交換をお願いします。

令和4年度 鹿行地区児童生徒に関する事故報告等の状況

令和4年12月13日
茨城県鹿行教育事務所
学校教育課生徒指導班

1 事故報告状況 (令和4年12月2日時点)

区分	交通事故	水難事故	暴力行為	器物破損	家出等	いじめ	恐喝,金銭トラブル	不審者	負傷	その他	計
小学校	6	0	0	0	0	0	0	22	2	6	36
中学校	6	0	2	0	2	1	0	14	1	9	35
計	12	0	2	0	2	1	0	36	3	15	71

(1) 交通事故の昨年度との比較、事故内容

- ① 鹿行管内交通事故報告件数・・・令和4年度---12件(～12/2)
令和3年度---16件(年間)

② 事故発生月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	3	3	1	2	0	1	1	1	1	1	0	2	16

R4	1	3	2	0	0	0	2	4					12

③ 事故発生曜日

	日	月	火	水	木	金	土	計
R3	0	2	3	3	4	2	2	16

R4	0	1	2	1	2	4	2	12

④ 事故発生時間帯

R3	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00
							1	7			1	1
	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
	1		1	2	1	1						

R4	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00
							1	1	1		1	
	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
	1	2		1	2	2						

⑤ 事故発生学年男女別人数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	男	女	計
R3	0	1	3	1	2	1	4	4	8
R4	1	0	1	1	1	2	1	5	6
	中1	中2	中3				男	女	計
R3	2	1	5				2	6	8
R4	3	1	2				4	2	6

<今年度の交通事故の概況>

・歩行で下校中、交差点で乗用車にはねられる。(前後左右、周囲の確認)

・自転車で登校中、車両に接触・追突する。(一時停止の遵守、よそ見運転の注意)

※加害者になる場合も

・自転車で登校中、転倒する。(スピードの減速、ヘルメットの着用)

・休日、保護者の車に同乗していて事故に遭う。(シートベルトの着用)

(2) 家出等・携帯電話・スマートフォンの使用を母親に注意され家出する。

(3) SNS トラブル

・許可なく友人の動画をSNSに上げてトラブルとなる。

・SNSを通じて知り合った男性と連絡を取り合い、警察に保護される。

(4) その他

・虐待の疑い

2 不審者情報 (令和4年12月2日時点)

(1) 鹿行教育事務所に報告された不審者情報
対象別・内容別件数

対象	事案	声かけ	つきまとい	写真撮影	露出	連れ去り	性的被害	暴行	その他	計
1 小学生	3	2	10	2	0	0	0	6	23	
2 中学生	8	3	1	0	0	0	0	3	15	
合 計	11	5	11	2	0	0	0	9	38	

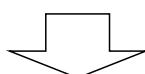
(2) 不審者情報が学校に入ったときの県教育委員会ホームページへの書き込みについて

- ア 学校に不審者情報が入る。 (内容・状況に応じて保護者に確認の上すぐに警察に連絡)
 ↓
 イ 市(県)教育委員会へ情報を報告する。
 ↓
 ウ 内容・状況に応じて、児童生徒、保護者へ情報を伝え、注意喚起を促す。
 (学校メール、文書等)
 ↓
 エ 茨城県教育委員会のホームページ「不審者情報掲示板・書き込みページ」に入力する。

3 携帯電話等の状況 令和3年度携帯電話・スマートフォン等の利用に関する実態調査より

※調査対象: 小学校4~6年生、中学校1~3年生 ※()内はR2との比較

- ・「携帯電話やスマートフォン、パソコン、ゲーム機器(インターネットへの接続可能な機種)平日どのくらい利用しますか。」
 ⇒ 4時間以上 小5 17.4%(+3.6) 中1 23.8%(+4.7)
- ・「メールや投稿などインターネット上のみでよくやりとりをする相手がいますか。」
 ⇒ 小4 25.9%(+8.4) 小5 30.8%(+9.1)
- ・「インターネット上(携帯電話やスマートフォン、パソコン、ゲーム機器など)で、知り合った人と実際に会ったことがありますか。」
 ⇒ 小4 8.0%(+4.2) 小5 7.3%(+3.3) 小6 4.2%(+1.3)



- ・携帯電話、スマートフォン等の利用の低年齢化
- ・SNSを介したトラブル、不純異性交遊、薬物使用等への懸念
 ↓
 ④ 小学校(低・中学年)からの携帯電話、スマートフォン等の利用について計画的・継続的な指導
- ・全児童生徒への1人1台端末環境の整備にともなう通信機器の家庭におけるルールづくり、ルールが守られているかの確認

4 いじめ認知の状況 (令和3年度鹿行管内)

(1) いじめ認知件数調査より (令和4年3月末)

	報告件数	認知率	解消率
小学校	2316人	21.1%	28.4%
中学校	636人	10.1%	66.7%

いじめの態様	小学校	中学校
冷やかしからかい、悪口脅し文句、嫌なこと言われる	44.3%	55.0%
仲間はずれ、集団による無視	5.0%	8.7%
軽くぶつかられる遊ぶふりをして叩かれる蹴られる	24.0%	10.2%
ひどくぶつかられる叩かれる蹴られる	6.1%	3.1%
金品をたかられる、金品を隠される盗まれる壊される捨てられる	3.4%	5.1%
パソコンや携帯電話で誹謗・中傷や嫌なことをされる	1.6%	7.4%
その他（嫌なこと恥ずかしいこと危険なことをされる、させられる等）	15.6%	10.5%

- ・積極的な認知により、早期発見から丁寧な対応で解消につなげる。

※早期解消を求めていない。

- ・令和3年度内解消に至らなかつたいじめの現在の状況

令和4年4月1日時点（592件） → 令和4年6月30日時点（52件）

（2）学校いじめ防止基本方針について（定期的な見直し）

- ・いじめ防止対策推進法（以下、推進法）第2条に基づく「いじめの定義」
- ・推進法22条に基づく「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置と参加者
- ・いじめ防止のための具体的な取組
- ・いじめの「認知」を行う方法
- ・被害児童生徒や保護者への支援、加害児童生徒や保護者への指導・助言の具体策
- ・ネット上のいじめへの対応
- ・いじめ解消の具体的な状態
- ・早期発見のための具体的な取組
- ・推進法第28条及び第30条に基づく「いじめの重大事態」に係る必要な定義
- ・いじめ防止のための年間計画（具体的な取組）
- ・電話相談やSNS相談窓口等の周知

（3）その他

- ・「認識の共有」と「行動の一元化」

5 長欠・不登校等の状況（令和4年9月30日時点）

区分	10日以上29日以下		30日以上89日以下		90日以上	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
R3	128	116	89	184	0	0
R4	228	222	114	243	7	21
増・減	100	106	25	59	7	21

- ・魅力ある学校づくり
- ・児童生徒のための組織的な対応
- ・自立への支援を行うための校内体制づくり
- ・教育行政との連携

6 県及び事務所の事業の活用状況（令和4年12月2日時点）

（1）いじめ・体罰解消サポートセンター相談状況

※相談対応件数、（内数）はネット目安箱への書き込み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	4	2	6(1)	8(2)	2	1	3	4	3(2)	3(1)	0	2	38(6)

R4	7	3(2)	5(1)	5(1)	2	1(1)	4(1)	2					29(6)
----	---	------	------	------	---	------	------	---	--	--	--	--	-------

＜今年度の主な相談内容＞

- ・学校、担任等の対応13件・登校しぶり2件・友達関係8件・子育て2件・その他4件

(2) 県の事業活用状況

項目	内 容
スクールロイヤー活用事業	法務相談（2校）、職員研修（1校） いじめ予防教育（1校+予定2校）
スクールソーシャルワーカー活用事業	SSW 5回（11校）、12回（17校） SV（2校）
カウンセリングアドバイザー派遣事業	2回
学級改善支援事業	3学級
いじめ解消サポートー派遣事業	警察OB（2校）

7 その他

- (1) 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 R2.6 改訂版）」の活用
- (2) 「児童生徒の通信機器等に関する安全な利用の一層の推進について（通知）R4.6.23」
- (3) 「いじめに対する理解を促す動画教材について（事務連絡）R4.6.27」
- (4) 「児童生徒一人一人を守るための適切な指導・支援の一層の推進について（通知）R4.10.12」

第2回学校警察連絡協議会 名簿

No	氏名	所属	役職	備考
1	針替 和夫	行方警察署	署長	
2	高原 聖矢		生活安全課長	
3	茅根 誠		交通課長	
4	西谷 京子	茨城県鹿行教育事務所	生徒指導班長	
5	横田 直樹	潮来市教育委員会	教育長	会長(議長)
6	山本 哲也	潮来小学校	校長	副会長(教育会長)
7	生井澤 克江		生徒指導主事	
8	平山 じん子	津知小学校	生徒指導主事	
9	根本 幸子	延方小学校	生徒指導主事	
10	北山 隆	日の出小学校	生徒指導主事	
11	来栖 祥太	牛堀小学校	生徒指導主事	
12	皆川 友樹	潮来第一中学校	生徒指導主事	
13	根本 政世士	潮来第二中学校	校長	幹事校
14	越川 賢治		生徒指導主事	
15	森口 繁典	日の出中学校	生徒指導主事	
16	本橋 諭	牛堀中学校	生徒指導主事	
17	飛田 顕穂	潮来高校	生徒指導主事	
18	金塚 茂	潮来市青少年相談員連絡協議会	会長	
19	荒原 茂	潮来市民生委員児童委員協議会	会長	
20	箕輪 佳律世	なめがた地区保護司会潮来支部	支部長	
21	仲澤 進	青少年育成潮来市民会議	会長	
22	塙 誠一	教育委員会	教育部長	
23	五喜田 満		指導室長	
24	吉川 増夫		生涯学習課長	幹事
25	永山 由治		生涯学習課長補佐	
26	宮内 雅史		社会教育主事	
27	染井 千佳		主事	

潮来市学校警察連絡協議会会則

第1条 この会は、関係機関との緊密な連携により、児童生徒の健全育成と非行防止に努めることを目的とする。

第2条 この会は、潮来市学校警察連絡協議会（以下「潮来市学警連」という。）といい、事務局を潮来市教育員会に置く。

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の非行防止対策
- (2) 非行を犯す、又は犯すおそれのある児童生徒の早期発見とその指導対策
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第4条 この会は、潮来市内の学校及び警察署、関係機関の代表者をもって組織する。

第5条 この会に次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 幹事 2名

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は目的達成のための助言をする。
- (4) 幹事は会務を処理する。

第7条 この会の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、潮来市教育委員会教育長とする。
- (2) 副会長は、校長より選出する。
- (3) 幹事は、教育委員会及び学校の職員をもって充てる。

第8条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 年2回以上の協議会を開催する。
- (2) 会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

第9条 この会の運営・会則の改訂等については、協議会において決定する。

付則 この会則は、平成15年4月1日より施行する。

潮来市学校警察連絡協議会組織

名 称	潮来市学校警察連絡協議会		
参加学校名	潮来市立 潮来小学校 津知小学校 延方小学校 日の出小学校 牛堀小学校 潮来第一中学校 潮来第二中学校 日の出中学校 牛堀中学校 茨城県立潮来高等学校		
	合計 10校		
構 成 員	小学校 校長・生徒指導主事 10名 中学校 校長・生徒指導主事 8名 高等学校等 校長・生徒指導主事 2名 行方警察署 3名 P T A会長 小・中・高 10名 青少年相談員 代表 1名 民生委員児童委員 代表 1名 保護司 代表 1名 青少年育成潮来市民会議 代表 1名 家庭教育相談員 代表 1名 茨城県鹿行教育事務所 1名 潮来市教育委員会 教育長・事務局 5名		
	合計 44名		
活動内容及び 開催予定月	7月 夏休み対策と情報交換 12月 冬休み対策と情報交換		
会 長	潮来市教育委員会教育長		
事務局所在地 及び担当	市内小中学校 担当者 1名 (潮来第二中学校) 潮来市教育委員会 担当者 1名 (潮来市日の出 3-11)		

令和4年度潮来市学校警察連絡協議会役員名簿

職 名	氏 名	所属・役職
会 長	横田 直樹	潮来市教育委員会教育長
副会長	山本 哲也	潮来市教育会長・潮来小学校校長
幹 事	根本政世士 吉川 増夫	学校警察連絡協議会担当校・潮来第二中学校 潮来市教育委員会生涯学習課長